

審議事項について

国土交通省
水管理・国土保全局
上下水道審議官グループ
令和7年10月



第1回 策定検討委員会 におけるご意見対応について

第1回策定検討委員会の主なご意見

○陥没事故を踏まえたリスク分担等に関するご意見

- 重大事故について、官側がリスク分担を負うという単純な結論ではなく、情報開示等を踏まえて民間が分担できるリスクを分担してもらうということも重要であり、双方にとって過剰なリスク分担にならないように適切なリスク分担の在り方の検討が必要と考える。
- リスク分担の在り方の検討だけでなく、設定したリスク分担に基づき要求水準書や契約書等に反映する方法についても検討が必要と考える。
- 大規模陥没をふまえたリスク分担について平常時と緊急時の取り扱いを踏まえた検討が必要と考える。
- リスク分担については、施設ごとの状況を踏まえて適切な判断を行う必要性があると考える。
- 点検から工事に至る時間軸の中での適切なリスク分担や段階的な対応が必要ではないかと考える。

➤ 今後、(大規模な)管路を含むウォーターPPPを活用する場合の留意点・ポイントを掲載

掲載箇所 ➤ 【実施編】第1章 レベル3.5の4要件

➤ (大規模な)管路を含むウォーターPPPを活用する場合のリスク分担を記載

掲載箇所 ➤ 【実施編】第7章 導入検討上の留意点・ポイント

第1回策定検討委員会の主なご意見

○広域化・他分野連携に関するご意見

- ・ 広域化・他分野連携について検討に資するように、規模によるメリットの発揮等の効果や、ポイント・留意点を記載することが必要と考える。

- ・ 広域化・他分野連携について、特に小規模地方公共団体を意識した推進のあり方の検討が必要と考える。

- ・ 広域型や分野横断型のウォーターPPPを検討するにあたり、地方公共団体側の体制や指揮命令系統の考え方などの検討も必要と考える。

- ・ 広域化においては、地方公共団体間の調整も課題でありその考え方についての整理も必要と考える。

- ・ 広域化・他分野連携について特に段階的な導入を想定した場合等の随意契約の活用を意識する必要がある。

- 広域型ウォーターPPPの効果・メリット
留意点・ポイントを記載

掲載箇所 ➡ 【実施編】第2章 導入検討の進め方
(他の地方公共団体や他の分野等との連携)

- 小規模地方公共団体を意識した連携の
効果・メリットを拡充

掲載箇所 ➡ 【実施編】第2章 導入検討の進め方
(他の地方公共団体や他の分野等との連携)

- 地方公共団体間の体制やリスク分担に
ついて、広域連携の留意点・ポイントを
拡充

掲載箇所 ➡ 【実施編】第2章 導入検討の進め方
(他の地方公共団体や他の分野等との連携)

- 段階的な広域型ウォーターPPPの成立
条件/留意点・ポイントを記載

掲載箇所 ➡ 【実施編】第2章 導入検討の進め方
(他の地方公共団体や他の分野等との連携)

第1回策定検討委員会の主なご意見

○広域化・他分野連携に関するご意見

- 広域化においては、地方公共団体側でのデータ整理等の官側での準備が必要である点について記載の補足が必要と考える。

- 受託者不足という課題もあり、広域化における民間事業者等による受託方法についても検討を深掘する必要があると考える。

- 広域化の検討については、民間任せとならないように、官側での技術継承や人材育成の取り組みについての視点も必要と考える。

- 広域連携におけるデータ整理等の準備が必要であることを記載

掲載箇所 ➤ 【実施編】第6章 事業終了時

- 広域型WPPPにおける、公社・3セク・官民出資会社の活用を記載

掲載箇所 ➤ 【実施編】第4章 入札・公募等

- 利府町の先行事例を記載(技術継承を意識したスキーム検討の工夫)

掲載箇所 ➤ 【実施編】第7章 導入検討上の留意点・ポイント

第1回策定検討委員会の主なご意見

○その他のご意見

- ・ ウォーターPPPにこれから取り組む地方公共団体の検討に資するように、検討の具体的なスケジュールを示すことが必要と考える。
- ・ 次期にコンセッションへの移行を検討する場合の必要な準備や留意点等を示す必要があると考える。
- ・ 後発の地方公共団体が検討するに際して参考となる先行する地方公共団体での取り組みについて、実際の検討で生じた課題等の情報の拡充が必要と考える。
- ・ 事業の効率性確保やコスト削減の観点から、対価の設定方法の考え方や事例等を示すことが必要と考える。
- ・ 地元企業の育成活用についても記載の拡充が必要と考える。

- レベル3.5導入検討の流れ(一例)及び先行事例を掲載

掲載箇所 ➤ 【実施編】第2章 導入検討の進め方
(他の地方公共団体や他の分野等との連携)

- レベル3.5からレベル4への移行スケジュールを記載

掲載箇所 ➤ 【実施編】第6章 事業終了時

- 先行事例について掲載を検討
※先行自治体への聞き取りを実施

掲載箇所 ➤ 第3回策定検討委員会に向け検討中

第1回策定検討委員会の主なご意見

○その他のご意見

- 紛争時の仲裁の役割の記載も必要と考える。

- 紛争時の備えについて、ある程度記載済みだが拡充を検討

掲載箇所 ➤ 【実施編】第7章 導入検討上の留意点・ポイント

- 更新支援型を受託する民間事業者において、施設更新部分の受注の可否について、記載の補足が必要と考える。

- 更新支援型の受託者と改築受託者の関係について、内容の拡充を検討

掲載箇所 ➤ 第3回策定検討委員会に向け検討中

- 積極的に新技術を検証・普及させていくために、VFM以外の導入効果について促進するため記載が必要と考える。

- 先行事例に基づき、導入効果についての拡充を検討

掲載箇所 ➤ 第3回策定検討委員会に向け検討中

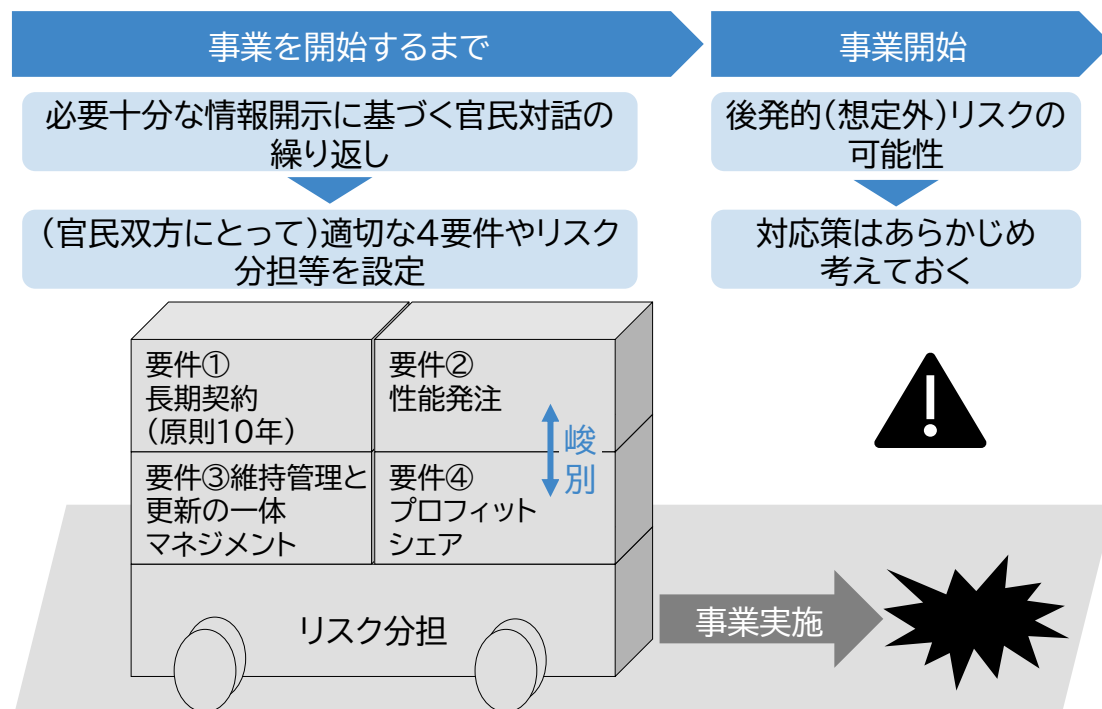
審議事項1

**大規模道路陥没事故等を踏まえた適切なリ
スク管理等の明確化**

7.3.1 基本的な考え方

- リスク分担については、リスクを最も適切に管理することが可能な者がリスクを負担することが基本であり、リスクの詳細な洗い出しを行った上で、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しを行うことで、管理者と受託者の責任範囲を明確にしておくことが重要である。

図表 7-16 4要件とリスク分担



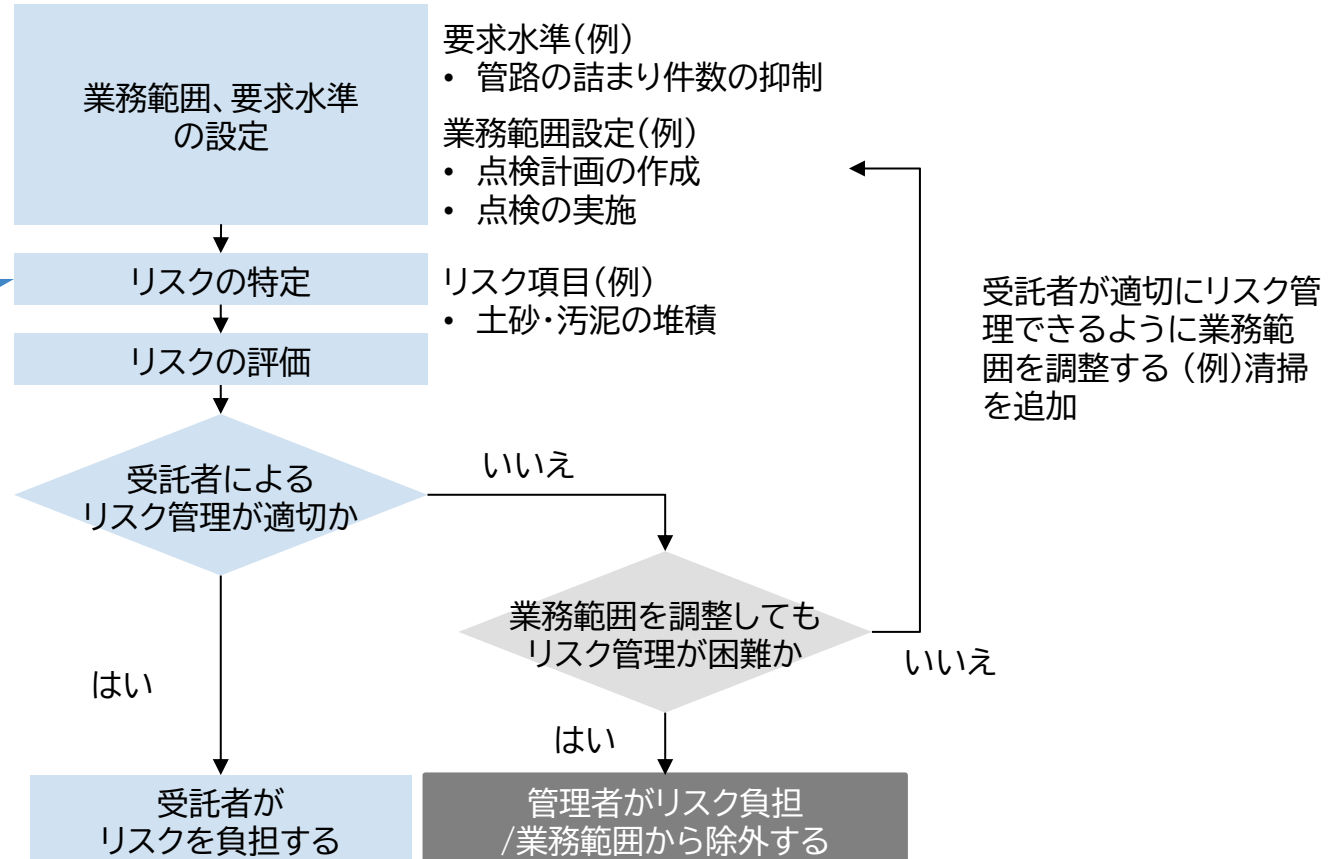
7.3.1 基本的な考え方

- リスク特定のためには、導入検討に際し、できる限り多様な観点から、発生しうるリスクを抽出し、その影響度を評価することが重要
- 発注者の責によらない外的要因(交通荷重等)により、対象施設が損傷する可能性を考慮した指標の設定や一定の費用を発注者の負担とすることも想定

図表 7-17 レベル3.5のリスク分担の考え方イメージ

【導入検討時点】の対応

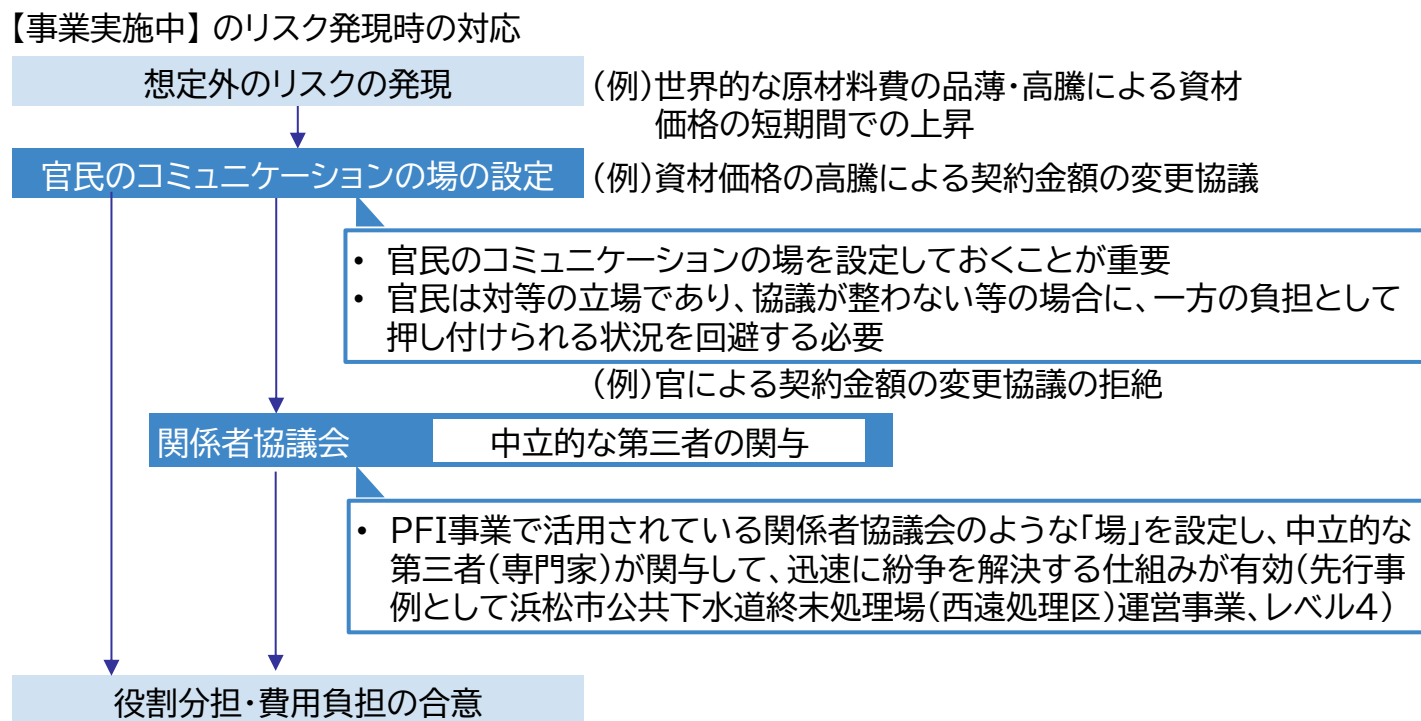
- 導入検討に際し、多様な観点から発生しうるリスクをすべて抽出し、この影響度を評価することが重要である
- リスクとして想定されず、官民双方が管理できない事項については、不可抗力と整理する



7.3.2 後発的な(想定外の)リスクへの対応策

- 後発的な(想定外の)リスクが発生した際に、一方の負担として過度に押し付けられる状況を回避する必要がある。官民対話により解決することが原則となるが、協議が整わない等の場合に備えて、紛争調整会議や中立的な第三者の関与を規定しておくことが対応策として考えられる。

図表 7-20 【事業実施中】のリスク発現時の対応



【今後、(大規模な)管路を含むウォーターPPPを活用する場合の留意点・ポイント】

- 維持管理： 新たな点検・調査の水準等が提示される場合、これらを踏まえた対応の確認が必要
- 改築： 耐震化や戦略的再構築を進める上で、活用でき/支障ないことが必要(特に、更新実施型)
- これらを民間事業者等(受託者)に適切に委託するため、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し、契約・要求水準等への明確な記載(リスク分担)、モニタリング等の観点が重要
- すでに導入検討が進んでいる場合、また、すでに事業実施中の場合も、必要に応じて確認・調整等いただく

(大規模な)管路を含むウォーターPPPを活用する場合の留意点・ポイント

	維持管理	改築
目的	▶ 新たな点検・調査の水準等が提示される場合、これらを踏まえた対応の確認が必要	▶ 耐震化や戦略的再構築を進める上で、活用でき/支障ないことが必要(特に、更新実施型)
実現方法	必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し	
	(情報開示・官民対話を踏まえた)契約・要求水準等への明確な記載(リスク分担)	
	モニタリングの適切な実施 等	

※ 特に法令変更等で新たな義務が課せられる場合には、適切に実施することが必要

→ 下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第3.0版への改訂に反映することを検討

【今後、(大規模な)管路を含むウォーターPPPを活用する場合のリスク分担】

- 社会的影響を踏まえた時間軸の中での基本的なリスク分担の考え方について整理したい

検討中のため、非公表

【今後、(大規模な)管路を含むウォーターPPPを活用する場合のリスク分担】

- 社会的影響を踏まえた時間軸の中での基本的なリスク分担の考え方について整理したい

検討中のため、非公表

【今後、(大規模な)管路を含むウォーターPPPを活用する場合のリスク分担】

- 社会的影響を踏まえた時間軸の中での基本的なリスク分担の考え方について整理したい

検討中のため、非公表

【今後、(大規模な)管路を含むウォーターPPPを活用する場合のリスク分担】

- 社会的影響を踏まえた時間軸の中での基本的なリスク分担の考え方について整理したい

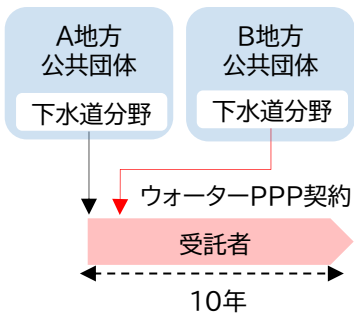
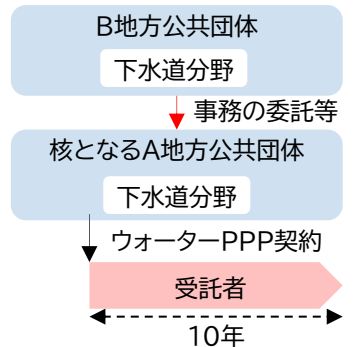
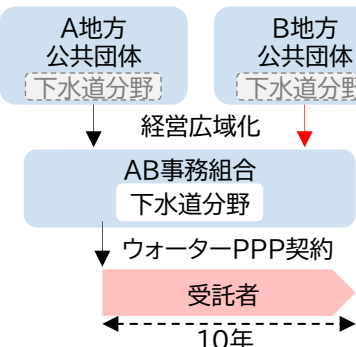
検討中のため、非公表

審議事項2

上下水道政策の基本的なあり方検討を踏まえた広域型・分野横断型の考え方

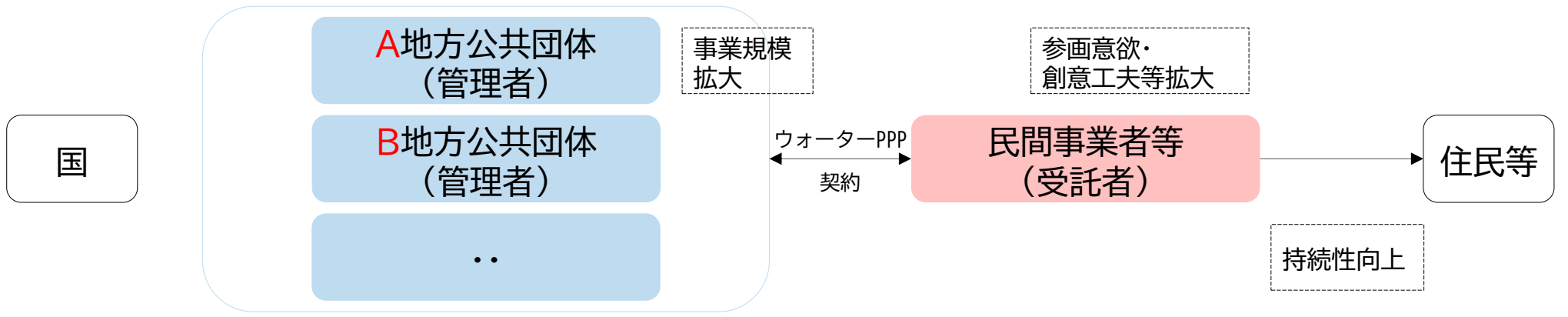
【（段階的なものも含む）広域型ウォーターPPPの連携方法】

- 広域型ウォーターPPP は、事業規模拡大等の効果・メリットがあると考えられ、例えば、中小規模の地方公共団体がウォーターPPP の導入検討を進める際に、有効な選択肢となる
- 連携方法によるそれぞれの効果・メリット、留意点・ポイントを示す

	同一の受託者に委託	核となる地方公共団体を中心とする連携	一部事務組合の設立（経営広域化）
連携方法			
効果・メリット	● 事業や経営の統合が不要 ● 地方公共団体間の調整が容易になるため、短期間で連携可能 ● 地方公共団体の検討状況に応じて段階的な導入が可能	● 核となる地方公共団体が、事務（責任を含む）を併せて効率的に実施 ● 事務の共同処理により、下水道施設（処理場、管路等）で合理化の可能性がある ● 地方公共団体の検討状況に応じて段階的な導入が可能	● 事業や経営の統合により、スケールメリットをより享受できる ● 一元的な管理により、ソフト・ハードの合理化を進める余地が拡大し、受託者もより効率的に実施可能
留意点・ポイント	● 事業や経営の統合が不要なため、施設、管路人員の合理化が難しい ● 後発団体の契約方法（特に随意契約）については、競争性・公平性に留意が必要 ● それぞれの契約内容により、民間事業者の参画意欲に差が出る場合は、後発団体の不調・不落到に留意が必要	● 核となる地方公共団体は事務の負担が増加する等メリットが小さい ● B地方公共団体は、事務費用の支払いが必要 ● 後発団体の契約方法（特に随意契約）については、競争性・公平性に留意が必要	● 事業や経営の統合に時間がかかる ● 地方公共団体間の調整や手続きに時間が必要 ● 経営状況に課題がある地方公共団体については経営広域化が難しい

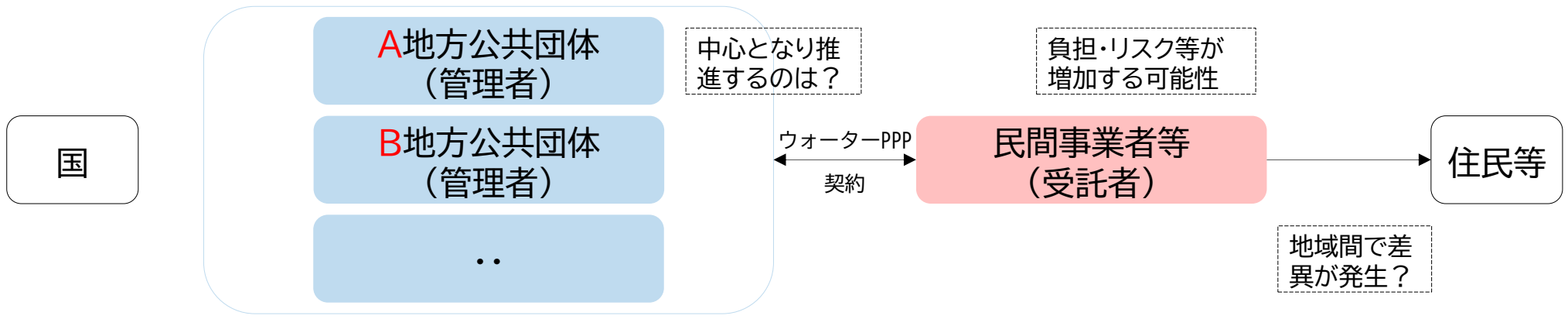
【(段階的なものも含む)広域型ウォーターPPPの効果・メリット】

- 一般的に、事業規模が大きくなり、民間事業者等(受託者)の参画意欲・創意工夫等を引き出すことができるため、効果・メリットが大きくなり、持続性向上、基盤強化に資する
- 段階的な広域型ウォーターPPPの場合、どのように考えれば上記の効果・メリットを確保し、最大化できるかが留意点・ポイント



		地方公共団体(管理者)	民間事業者等(受託者)
効果・メリット	広域型により拡大する効果	▶ 民間事業者等(受託者)の参画、より質の高い効果・メリット等を期待でき、持続性向上、基盤強化に資する	▶ 事業規模が大きくなるため、参画意欲が向上し、また、創意工夫の余地が拡大等する
	広域型による追加的效果	▶ 共同モニタリング(専門人材確保による業務執行力向上) ▶ 業務標準化(一元的マネジメント) 等	▶ 人材・資機材の共通化、規格の統一による効率化 ▶ 官民対話や入札公募の負担軽減 等

- 【＜参考＞広域型ウォーターPPPの留意点・ポイント】
- 導入検討や入札公募の事務的な負担や、事業期間中のリスク等が増加する可能性
 - 中心となって推進する地方公共団体の存在が重要であるが、当該地方公共団体の事務的な負担が増加する
 - 効果的な実施に向けて、情報開示・官民対話、入札公募条件設定、モニタリング等の工夫が重要



留意点・ポイント

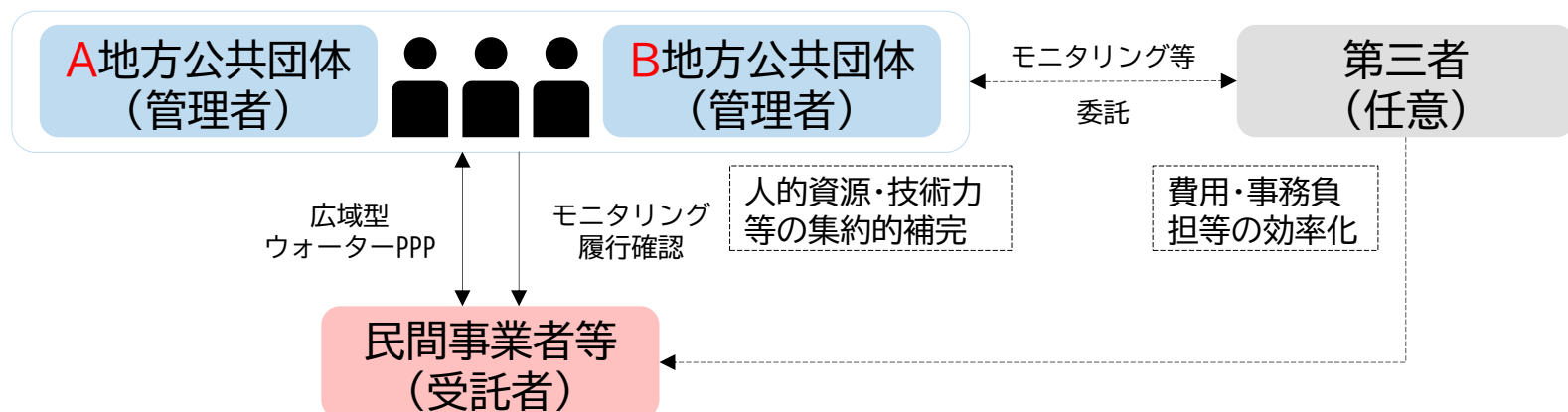
- 地方公共団体(管理者)
- ▶ 中心となって推進する地方公共団体の事務的な負担が増加する
 - ▶ 地方公共団体間で契約・要求水準等の入札公募条件等の調整が必要
 - ▶ 事業期間中の地方公共団体間のリスク分担や、レベル3.5の4要件④プロフィットシェアの設定等の調整が必要

- 民間事業者等(受託者)
- ▶ マーケットサウンディング(MS)等の官民対話や、入札公募の提案等の負担が増加しやすい
 - ▶ 契約・要求水準等の設定次第で、地方公共団体にばらつきがある場合、創意工夫等が困難となり効果・効率を高めにくくなる
 - ▶ 事業期間中の管理者の連携解消リスク

【(段階的なものも含む)広域型ウォーターPPPのモニタリング・履行確認】

- 広域型ウォーターPPPの場合、モニタリング・履行確認の連携により、人的資源や技術力等を集約的に活用して補完できる可能性
- また、第三者モニタリング(管理者の任意)も含め、モニタリング・履行確認の費用や事務負担等を効率化しうることが考えられる

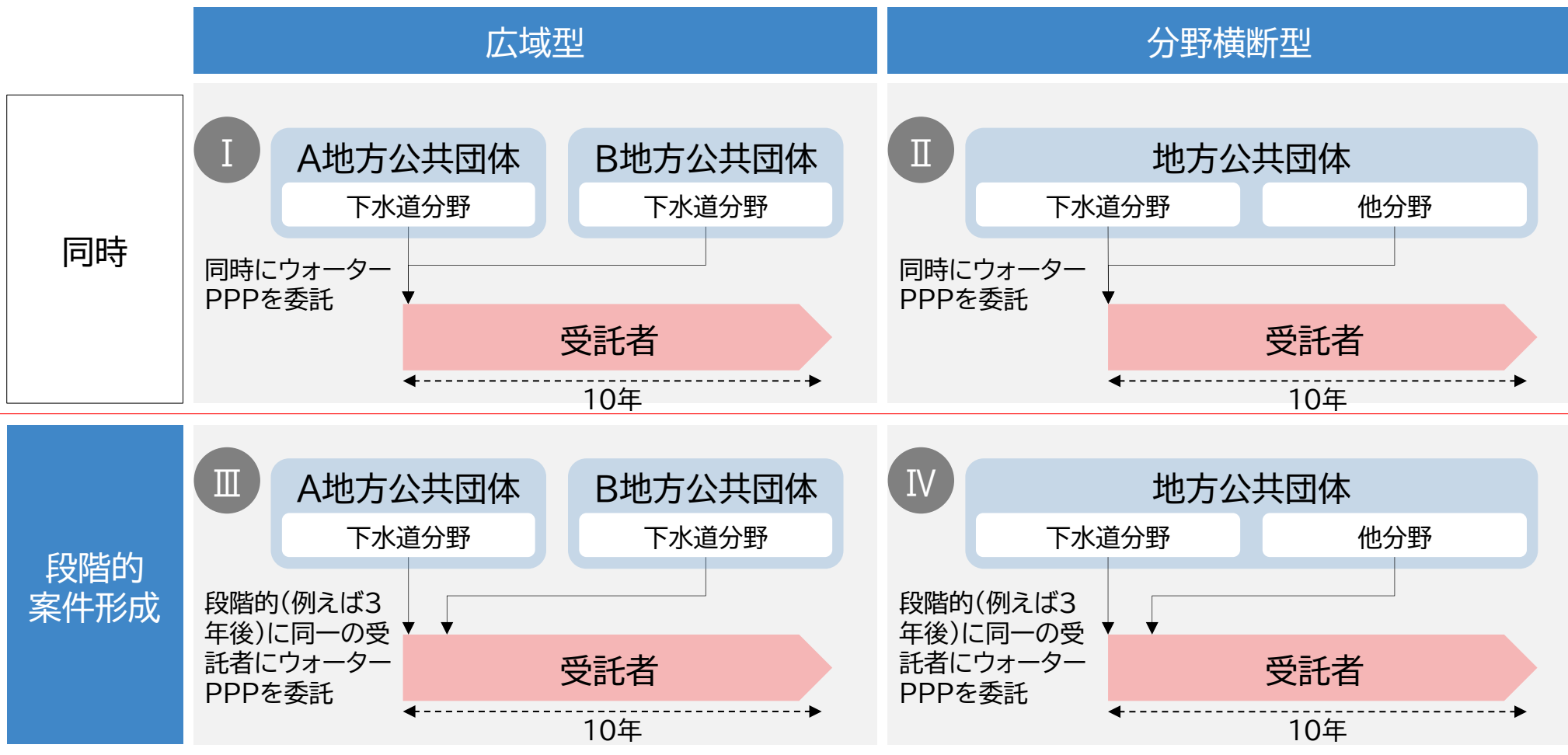
広域型
ウォーターPPP
モニタリング
履行確認
(イメージ)



効果
メリット

- ▶ モニタリング・履行確認を連携して実施することで、必要な人的資源や技術力の確保、効果的・効率的な配置等が可能となりうる
- ▶ 第三者モニタリング(管理者の任意)を活用する場合、連携して委託することで、費用や事務負担等を効率化することが可能となりうる
- ▶ 受託者においても複数の地方公共団体のモニタリングを同時に実施するため、知識・ノウハウが蓄積されやすい
- ▶ モニタリングの要求水準や様式等の基準や規格等の統一が図られやすくなり、広域的な連携の推進に資すると考えられる

- 広域型・分野横断型ウォーターPPPのイメージは次のとおり(なお、広域型かつ分野横断型も可能)。
- 連携とは、受託者が同一という趣旨



- 同一の受託者が、段階的に他の地方公共団体や他の分野のレベル3.5 を受託することについては、競争性・公平性・透明性等の観点から説明が必要となること等に留意する必要がある。
- 段階的な広域型・分野横断型の場合、次の条件を満たすことで事業期間が原則10年でなくともレベル3.5 とすることが可能である。(想定されうる事業期間は7～15 年)
- これは、より柔軟に広域型・分野横断型を進められるよう、事業期間の始期・終期を揃え、一体的な入札・公募を可能とする趣旨である。
- また、広域型と分野横断型、更新実施型と更新支援型で、上記の考え方は異ならない。

【段階的な広域型・分野横断型ウォーターPPP成立の条件】

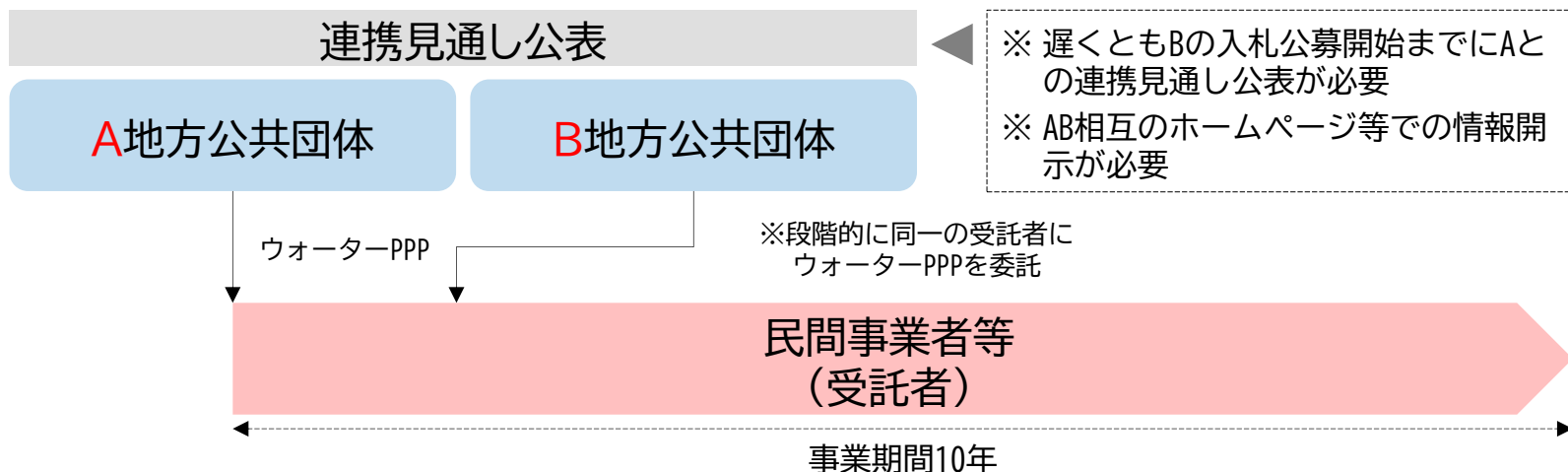
- 連携の見通しを公表すること ※1
- 維持管理から更新までの1サイクルが回ること ※2
- 連携する二つのレベル3.5のうち、一つは事業期間を原則10年とすること
- 連携は、受託者が同一であること(契約は同一でなくてもよい)

※1 広域型の場合、連携するすべての地方公共団体から公表が必要

※2 具体的には、維持管理→更新計画案作成→(官/民による)更新実施→(より効果的・効率的な)維持管理が少なくとも一巡すること

【段階的な広域型ウォーターPPPの導入検討上の留意点・ポイント】 ※分野横断型も同様(地方公共団体→管理者)

- (レベル3.5の場合、4要件充足に向けて、)段階的な広域型ウォーターPPPの成立条件を充足する必要
- 地方公共団体間や地域の合意形成を進めつつ、受託者選定の競争性、公平性、透明性の観点等に留意
- 民間事業者等との関係では、可能な限り早期から充実した情報開示(連携見通し公表)がポイント

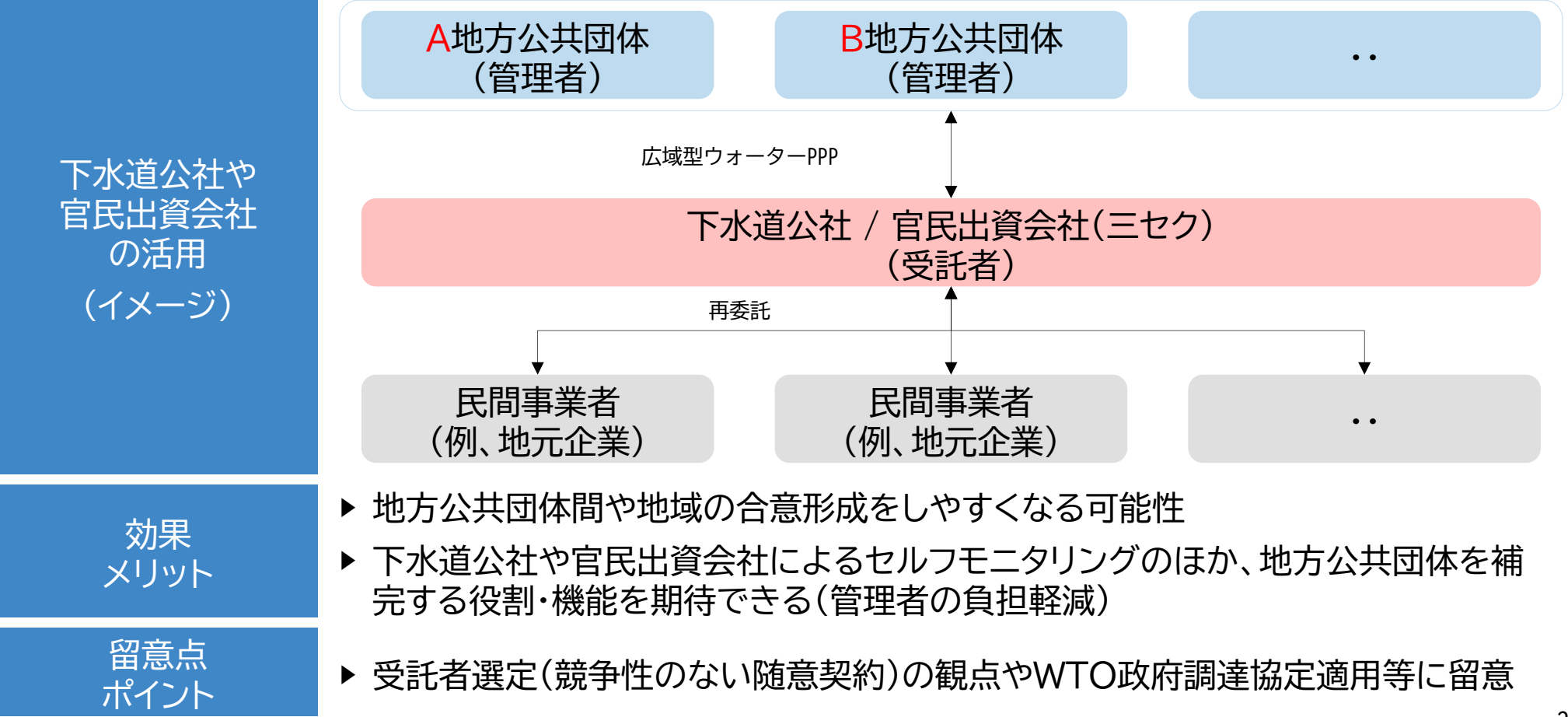
段階的な広域型
ウォーターPPP
(イメージ)留意点
ポイント

▶ 段階的な広域型ウォーターPPPの成立条件を充足する必要

※成立条件充足→レベル3.5の4要件①長期契約(原則10年)の例外

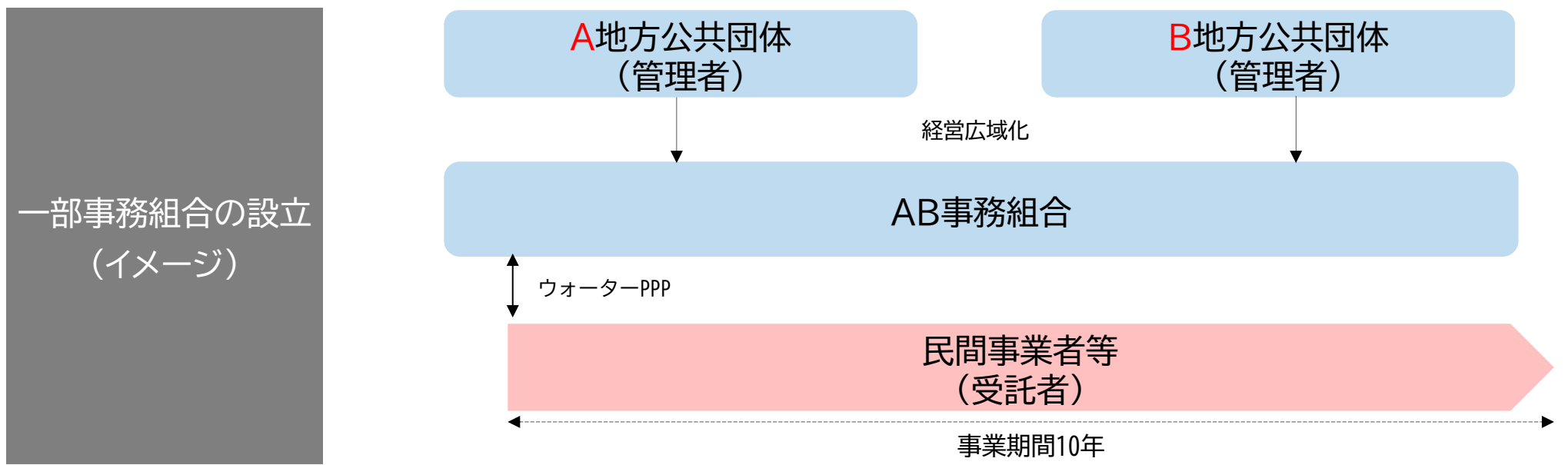
- ▶ 受託者選定に際し、競争性、公平性、透明性の観点等から説明等が必要となるほか、SPCの場合、他地方公共団体からも受託できるよう、その役割に留意が必要
- ▶ 地方公共団体の類型や事業規模によってはWTO政府調達協定に遵守が必要
- ▶ 競争性(民間事業者等の参画意欲・創意工夫等)の観点からは、可能な限り早期から充実した情報を信頼できる方法で公表(開示)することがポイント
- ▶ 随意契約を活用する場合は、法令等に準拠すること

- 【(段階的なものも含む) **広域型**ウォーターPPPの受託者としての下水道公社や官民出資会社の活用】
- 受託者として、下水道公社や官民出資会社(三セク)を活用することで、(段階的なものも含む)広域型ウォーターPPPの案件形成を進めることも考えられる
 - 地方公共団体間や地域の合意形成を進めやすくなりうる一方、受託者選定の競争性、公平性、透明性の観点や、地方公共団体の類型・事業規模によるWTO政府調達協定の適用等に留意



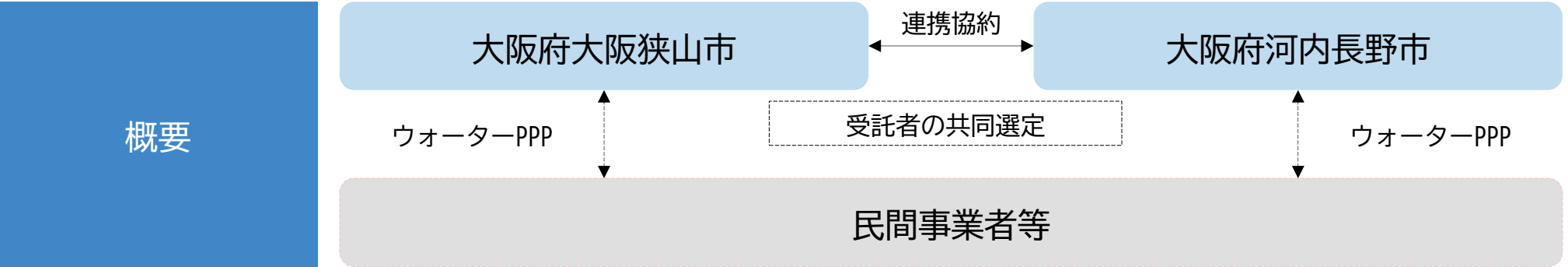
【一部事務組合の設立】

- まず、一部事務組合を設立し経営広域化を行った後、ウォーターPPPを実施することも考えられる



効果 メリット	▶ 経営広域化後にウォーターPPPを発注するため、事業や経営が統合され、よりスケールメリットを享受しやすい ▶ 一元的な管理により、ソフト・ハードの合理化を進める余地が拡大し、受託者もより効率的に実施可能 ▶ 核となる地方公共団体は事務の負担が減る
留意点 ポイント	▶ 事業や経営の統合に時間がかかる ▶ 地方公共団体間の調整や手続きに時間が必要 ▶ 経営状況に課題がある地方公共団体については経営広域化が難しい

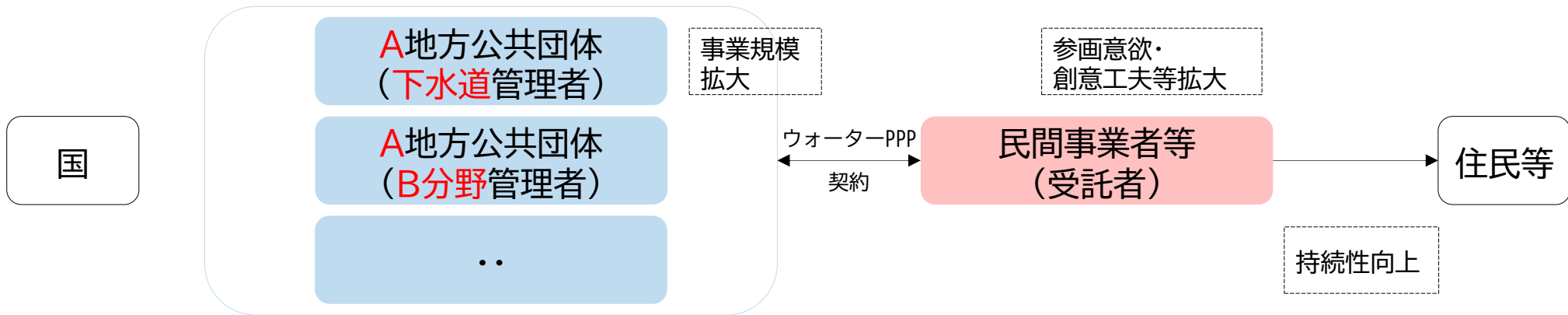
- 【大阪府大阪狭山市/河内長野市の広域型ウォーターPPP(レベル3.5更新実施型)の先行事例】
- 大阪府大阪狭山市と大阪府河内長野市は、受託者の共同選定(入札公募)を開始
 - 事業期間を通じた要求水準の統一、広域連携拡大の可能性、配置技術者の兼務、共同でのモニタリング等の工夫が想定されている



- スキーム
- ▶ 対象施設:(すべての)処理場、管路等
 - ▶ 業務範囲:維持管理(修繕を含む)、更新計画案作成、改築等
 - ※ 計画的業務、問題解決業務、住民対応等業務、緊急対応業務、災害等対応業務、改築等業務、運転維持管理業務等
 - ▶ 事業期間:10年(令和8年度から令和17年度まで)
 - ▶ 特徴:
 - ▷ 連携協約に基づく受託者の共同選定を実施中
 - ▷ 事業期間を通じた要求水準の統一を想定(なお、配置技術者の兼務を想定)
 - ▷ 事業期間中のさらなる広域連携拡大の可能性を想定
 - ▷ 事業開始後は共同でのモニタリングの実施を想定

【(段階的なものも含む)分野横断型ウォーターPPPの効果・メリット】

- 一般的に、事業規模が大きくなり、民間事業者等(受託者)の参画意欲・創意工夫等を引き出すことができるため、効果・メリットが大きくなり、持続性向上、基盤強化に資する
- 段階的な分野横断型ウォーターPPPの場合、どのように考えれば上記の効果・メリットを確保し、最大化できるかが留意点・ポイント



		地方公共団体(管理者)	民間事業者等(受託者)
効果・メリット	分野横断型により拡大する効果	▶ 民間事業者等(受託者)の参画、より質の高い効果・メリット等を期待でき、持続性向上、基盤強化に資する	▶ 事業規模が大きくなるため、参画意欲が向上し、また、創意工夫の余地が拡大等する
	分野横断型による追加的效果	▶ 他分野同時施工等による効率性向上 ▶ マルチ人材による業務執行力向上 ▶ 業務標準化(一元的マネジメント) 等	▶ 人材・資機材の共通化、規格の統一による効率化 ▶ 官民対話や入札公募の負担軽減 等

【広域型/分野横断型ウォーターPPPの先行事例】

■ 比較的小規模の地方公共団体でも広域型/分野横断型ウォーターPPPの先行事例が見られる

	広域型 (河内長野、大阪狭山)		分野横断型 (水道、農集排)	分野横断型 (水道)	分野横断型 (水道)	分野横断型 (水道、工水)
地方公共団体	大阪府 大阪狭山市	大阪府 河内長野市	茨城県 守谷市	宮城県 利府町	京都府 城陽市	愛媛県 新居浜市
人口※	約5.7万人	約9.7万人	約7.0万人	約3.6万人	約7.2万人	約11.2万人
事業規模	(入札公募中)		約73億円(税込)	約31億円(税抜)	約38億円(税抜)	(入札公募中)
対象施設	ポンプ場、管路等	処理場、ポンプ場、 管路等	処理場、ポンプ場/ 配水場/農集排	(上下水道分野の すべての施設)	管路/浄水場、ポン プ場、配水池等	処理場、管路/水 源施設、基幹管路 /工水施設、工水 管路
業務範囲	維持管理(修繕を 含む)、更新計画案 作成、改築等	維持管理(修繕を 含む)、更新計画案 作成、改築等	維持管理(修繕を 含む)、更新計画案 作成、CM(設計、 施工監理)等	維持管理(修繕を 含む)、更新計画案 作成、CM(設計、 施工監理)等	維持管理(修繕を 含む)、更新計画案 作成等	維持管理(修繕を 含む)、更新計画案 作成、CM(設計、 施工監理)、改築 (一部)等
その他 (組織体制等)	隣接地方公共団体		上下水道課	上下水道課	上下水道部	上下水道局

※ それぞれの地方公共団体のホームページより(R7.9末時点)